

2025年5月9日

会社名 SCSK株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭
(コード番号 9719 東証プライム市場)
問合せ先 広報部長 中岡 聡子
(TEL: 03-5166-1150)

株式会社アルゴグラフィックスによる自己株式公開買付けへの応募 に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により当社が保有する株式会社アルゴグラフィックス(証券コード:7595)(以下、アルゴグラフィックス)の普通株式4,740,000株のうち4,160,000株について、アルゴグラフィックスが本日付の同社取締役会にて決議した自己株式の公開買付け(以下、本公開買付け。別紙のアルゴグラフィックスの開示内容をご参照ください。)に応募することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、当社はアルゴグラフィックスとの間で、当社が保有するアルゴグラフィックスの普通株式4,160,000株について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約書を本日付で締結しております。

本公開買付けが成立した場合には、アルゴグラフィックスは当社の持分法適用関連会社に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けへの応募が当社の業績に与える影響については、現在精査中です。

アルゴグラフィックスの概要

(1)名称	株式会社アルゴグラフィックス
(2)所在地	東京都中央区日本橋箱崎町5番14号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役会長 執行役員(CEO) 藤澤 義麿 代表取締役社長 執行役員(COO) 尾崎 宗視
(4)資本金	1,873百万円(2024年3月31日 現在)
(5)事業内容	PLM関連の開発・技術支援サービス、CAD/CAM/CAE/PDMソフトウェアの販売・保守・開発、HPCシステムの販売・構築・保守等のテクニカル・ソリューション・プロバイダー事業

以上

別紙



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社アルゴグラフィックス
代表者名 代表取締役会長執行役員 藤澤 義麿
(コード:7595 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 長谷部邦雄
(TEL 03-5641-2018)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、経済の情勢や事業環境を勘案しつつ、また業績連動方式を基本とするなかで、連結配当性向30%以上を目途とし、配当を継続的・安定的に実施できるよう努めております。

また、当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。上記の方針に基づき、2024年3月期におきましては、配当金額の継続性・安全性を考慮し、中間配当金として1株当たり40円、期末における配当金として1株当たり50円の配当を実施し、年間配当金として1株当たり90円（連結配当性向：30.6%）の配当を実施いたしました。また、2025年3月期におきましては、2024年9月30日を基準日とする中間配当として1株当たり50円の配当を実施し、2025年3月31日を基準日とする期末配当として1株当たり60円の配当を実施する予定であり、これにより年間の配当金額は合計で1株当たり110円（連結配当性向（予想）：32.1%）となる予定です。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得の決定を取締役会の権限事項とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。当社の把握できる範囲における、これまでの自己株式の取得実績は以下のとおりです。

- ① 2006年11月20日開催の当社取締役会決議に基づく、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：232,400

株（取得当時の所有割合（注1）：2.15%、取得期間：2006年11月21日から2006年12月22日、取得総額：412,789,100円）

- ② 2007年7月25日開催の当社取締役会決議に基づく、公開買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：2,500,000株（取得当時の所有割合（注2）：23.62%、買付け等の期間：2007年7月26日から2007年8月22日、取得総額：4,200,000,000円）
- ③ 2008年10月31日開催の当社取締役会決議に基づく、東京証券取引所における市場買付けの方法による当社普通株式の取得（取得した株式数：500,000株（取得当時の所有割合（注3）：4.78%、取得期間：2008年11月4日から2008年12月18日、取得総額：597,979,700円）

（注1）2006年9月30日現在の発行済株式総数（10,816,600株）から同日現在の当社が所有する自己株式（60株）を控除した株式数（10,816,540株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注2）2007年6月30日現在の発行済株式総数（10,816,600株）から同日現在の当社が所有する自己株式（232,501株）を控除した株式数（10,584,099株）に対する割合をいいます。

（注3）2008年9月30日現在の発行済株式総数（10,454,100株）から同日現在の当社が所有する自己株式（144株）を控除した株式数（10,453,956株）に対する割合をいいます。

また、当社は、足元の業績を踏まえ、常日頃から将来の経営戦略及び事業戦略を検討しておりますが、2024年9月20日より、2025年度から2027年度の3年間を対象とする中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）の具体的な検討を進めておりました。そして、2024年12月27日までに、新中期経営計画において、株主への利益還元を経営の重要課題の1つとして位置づけ、株主還元及び自己株式取得に関する方針に関して、株主還元については、業績連動型の配当方式を採用し、安定配当に配慮しつつ連結配当性向を30%以上目途から40%以上に目標を引上げること、自己株式取得方針については、資本効率の向上による株主還元、資本構成の改善を図ることを目的として、投資・業績・資本の状況、市場環境等を考慮しながら機動的に実施すること等の検討を進めておりました。かかる状況下で、当社は、2025年1月30日、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるSCSK株式会社（2024年9月30日及び本日現在所有する当社普通株式数4,740,000株（2024年9月30日現在の所有割合（注4）：21.79%、所有割合（注5）：21.79%）。以下「SCSK」といいます。）から、双方の企業価値の最大化を目的として資本関係の見直しを図るため、その所有する当社普通株式を売却する意向があり、かかる当社普通株式を当社において自己株式の公開買付けの方法により取得することを検討してほしいとの提案を口頭で受けました。

（注4）「2024年9月30日現在の所有割合」とは、当社が2024年11月8日に提出した第41期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（22,354,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（599,177株）（なお、当社が所有する自己株式数には、当社の株式給付信託制度（J-E S O P）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式及び当社の株式給付信託制度（B B T）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式（449,700株）を含んでおりません。）を控除した株式数（21,754,823株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

(注5)「所有割合」とは、当社が本日提出した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「2025年3月期決算短信」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(22,354,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(599,177株)(なお、当社が所有する自己株式数には、当社の株式給付信託制度(J-E S O P)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式及び当社の株式給付信託制度(B B T)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式(448,200株)を含んでおりません。以下、当社が所有する自己株式数について同じです。)を控除した株式数(21,754,823株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

これを受けて、当社は、同日、SCSKに対して、SCSKから当社普通株式を一定数取得することについては前向きに検討するものの、当社としてはSCSKとの今後の関係強化も引き続き期待していることから、SCSKが一定数の当社普通株式を継続して所有することを希望する旨、及び、SCSKの所有する当社普通株式の取得方法や取得条件等の詳細については今後検討する旨を口頭で回答いたしました。

その後、当社は、2025年2月上旬、新中期経営計画の具体的な検討において、新たな株主還元及び自己株式取得に関する方針を掲げ、当該方針に従い、機動的な自己株式の取得を行うことを検討していたことも踏まえて、かかる自己株式の取得を実施することの是非について検討を行ったところ、(i)仮にSCSKの提案に応じなかった場合、SCSKは当社普通株式を市場で売却する可能性があり、これにより当社普通株式の市場株価に対して相当な影響が生じる可能性がある一方で、SCSKからの提案に応じてその所有する当社普通株式を取得した場合、今後の当社の経営の独立性がより高まるとともに、当社の資本効率が向上することから、当社が自己株式として取得することは適切であり、(ii)自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性や取引の透明性を踏まえつつ、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けが可能であり、当社資産の社外流出の抑制に繋がることや、SCSK以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会が確保されること等を考慮し、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。なお、本日付で策定したことを公表した新中期経営計画における新たな株主還元及び自己株式取得に関する方針は、2024年12月27日より変更しておりません。新中期経営計画の内容については、本日付で公表した「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、2025年2月中旬、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の算定に際しては、(i)当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、(ii)上場会社の行う自己株式の取得が、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられることを勘案した上、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましく、また、自己株式の取得後に当社の事業運営を行うに当たって必要な事業資金を確保することができ、当社の財務健全性及び安定性が維持できる規模とすべく、SCSKからの当社普通株式の取得総額が190億円以内となるように本公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。そして、ディスカウント率につ

いては、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日から2025年2月28日までに公表された、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例（以下「本事例」といいます。）を参考にすることとし、本事例68件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度とした事例が56件と最多であったことを勘案して、本公開買付けにおけるディスカウント率も同程度の10%とすることといたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に市場価格が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付け価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

加えて、当社としては、SCSKとの今後の関係強化も引き続き期待していることからSCSKには当社普通株式を一定程度継続して所有していただくことが当社にとっては望ましく、また、その所有株式数としては、本公開買付け後の株主構成において、事業会社のうち第1位株主と同程度の株式数を所有していただくことが望ましいと考え、SCSKからの当社普通株式の取得総額が190億円以内となることを前提として、SCSKの所有する当社普通株式4,740,000株のうち4,160,000株を当社が取得し、SCSKには引き続き当社普通株式580,000株（本公開買付け後の所有割合（注6）：3.38%）を継続して所有していただくことが望ましいと判断いたしました。

（注6）2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数（22,354,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（599,177株）を控除した株式数（21,754,823株）に、本公開買付けにおける買付予定数4,576,000株を控除した株式数（17,178,823株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、本公開買付け後の所有割合について同じとします。）をいいます。

その後、当社は、2025年3月7日、SCSKと協議を実施し、SCSKに対して、（i）公開買付けの手法により、SCSKからの当社普通株式の取得総額が190億円以内となることを前提として、SCSKの所有する当社普通株式4,740,000株のうち4,160,000株を取得し、本公開買付け後もSCSKには当社普通株式580,000株を継続して所有いただくこと、（ii）本公開買付け後も当社との協業を継続すること、（iii）本公開買付け価格は、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とし、当該基準から10%ディスカウントした価格とすること、並びに、（iv）本公開買付けの開始を2025年3月期決算短信の公表と同時に公表するスケジュールとすることを提案したところ、SCSKから、2025年4月30日に、これらの条件に従って本公開買付けに応募する意向である旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、SCSK以外の株主の皆様にも応募の機会を提供

する観点から、SCSKが応募を予定する応募株式数4,160,000株（以下「応募予定株式」といいます。）に10%上乗せした4,576,000株（所有割合：21.03%）を上限としております。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数を上回った場合には、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、応募予定株式の一部は買い付けられないこととなりますが、SCSKからは、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった応募予定株式及び本公開買付けに応募しない株式（580,000株（所有割合：2.67%）については、現時点では、SCSKにおいて引き続き所有する方針であるとの説明を受けております。

また、当社は、本公開買付けに要する資金について、その全額を自己資金から充当する予定です。なお、2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は37,896百万円（手元流動性比率：6.5月（注7））であり、本公開買付けに要する資金（約20,500百万円前後）を控除しても約17,396百万円程度（手元流動性比率：3.0月）となります。さらに、2025年3月期における営業活動による連結キャッシュ・フローは6,458百万円であり、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されることが見込まれるため、本公開買付けの買付資金に充当した後も当社の手元流動性は十分に確保できると考えられ、当社の財務健全性及び安定性に特段影響は生じないと考えております。

（注7）2025年3月期決算短信に記載の2025年3月31日現在における手元流動性（現金及び預金）を、2025年3月期決算短信から計算される当社の1ヶ月当たりの売上高（2025年3月期年間売上高を12で除した数値）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の市場価格のうち、当社取締役会決議日の前営業日（2025年5月8日）の当社普通株式の終値が5,070円、同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が4,972円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、同日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が5,053円であり、当社取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が最も低い価格であることを確認した上で、（i）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、（ii）本公開買付価格については、当社取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,972円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,475円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすること、並びに（iii）本公開買付けにおける買付予定数については、4,576,000株（所有割合：21.03%）とすることを決議いたしました。なお、当社取締役のうち福永哲弥氏は、SCSKの参与シニアフェローを兼務していることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社の取締役会における本公開買付けの実施に係る議案の審議及び決議には参加しておらず、また、本公開買付けの諸条件に関し、当社の立場において協議及び交渉にも参加しておりません。

また、当社は、本公開買付けの実施の決定とあわせて、SCSKとの間で、本日付で、当社が本公開買付けを実施した場合にはSCSKの所有する当社普通株式（4,740,000株、所有割合：21.79%）の一部である4,160,000株（所有割合：19.12%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約において、SCSKによる本公開買付けに対する応募の前提条件として、①本応募契約に規定する当社の表明及び保証（注8）が重要な点において、真実かつ正確であること、②本応募契約に定める当社の履行し又は遵守すべき義務（注9）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること、③当社の業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないもの及び法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実で公開買付者等が公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在しないこと、④SCSKによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないことが規定されております（なお、SCSKの任意の裁量により、当該前提条件の全部又は一部を放棄することができます。）。

（注8）本応募契約において、当社は、SCSKに対して、本応募契約締結日及び本公開買付けの決済開始日において、（i）適法かつ有効な設立・存続、（ii）本応募契約の締結に係る権限及び行為能力並びに社内手続の履践、（iii）本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、（iv）法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っております。

（注9）本応募契約において、当社は、補償義務、秘密保持義務、本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務及び誠実協議義務を負っております。

SCSKは、本日現在、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社ですが、本公開買付けに応募された株券等の数の合計次第で、SCSKは当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じる可能性があります。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点で未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	4,576,100株（上限）	20,478,047,500円（上限）

（注1）発行済株式総数 22,354,000株（2025年5月9日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 20.47%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 2025年5月12日から2025年7月31日まで

（注4）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元（100株）を加算しております。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025年5月9日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	2025年5月12日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	2025年5月12日（月曜日）
④ 買付け等の期間	2025年5月12日（月曜日）から 2025年6月9日（月曜日）まで（21営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,475円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、(i) 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、(ii) 上場会社の行う自己株式の取得が、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられることを勘案した上、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。そして、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考にすることとし、本事例68件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%程度とした事例が56件と最多であったことを勘案して、本公開買付価格におけるディスカウント率も同程度の10%とすることといたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その後、当社は、2025年3月7日、SCSKと協議を実施し、SCSKに対して、(i) 公開買付けの手法により、SCSKからの当社普通株式の取得総額が190億円以内となることを前提として、SCSKの所有する当社普通株式4,740,000株のうち4,160,000株を取得し、本公開買付け後もSCSKには当社普通株式580,000株を継続して所有いただくこと、(ii) 本公開買付け後も当社との協業を継続すること、(iii) 本公開買付け価格は、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とし、当該基準から10%ディスカウントした価格とすること、並びに、(iv) 本公開買付けの開始を2025年3月期決算短信の公表と同時に公表するスケジュールとすることを提案したところ、SCSKから、2025年4月30日に、これらの条件に従って本公開買付けに応募する意向である旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の市場価格のうち、当社取締役会決議日の前営業日(2025年5月8日)の当社普通株式の終値が5,070円、同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が4,972円、同日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が5,053円であり、当社取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が最も低い価格であることを確認した上で、(i) 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付け価格については、当社取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,972円に対して10%のディスカウントを行った価格である4,475円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である4,475円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年5月8日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値5,070円に対して11.74%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,972円に対して10.00%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,053円に対して11.44%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値5,001円に対して10.52%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、(i) 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、(ii) 上場会社の行う自己株式の取得が、市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いと考えられることを勘案した上、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様を尊重する観点から、当社資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを

行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。そして、ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、本事例を参考にすることとし、本事例 68 件中、基礎となる株価に対するディスカウント率を 10%程度とした事例が 56 件と最多であったことを勘案して、本公開買付価格におけるディスカウント率も同程度の 10%とすることといたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、また、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要があるとの考えのもと、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その後、当社は、2025 年 3 月 7 日、SCSK と協議を実施し、SCSK に対して、(i) 公開買付けの手法により、SCSK からの当社普通株式の取得総額が 190 億円以内となることを前提として、SCSK の所有する当社普通株式 4,740,000 株のうち 4,160,000 株を取得し、本公開買付け後も SCSK には当社普通株式 580,000 株を継続して所有いただくこと、(ii) 本公開買付け後も当社との協業を継続すること、(iii) 本公開買付価格は、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とし、当該基準から 10%ディスカウントした価格とすること、並びに、(iv) 本公開買付けの開始を 2025 年 3 月期決算短信の公表と同時に公表するスケジュールとすることを提案したところ、SCSK から、2025 年 4 月 30 日に、これらの条件に従って本公開買付けに応募する意向である旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の市場価格のうち、当社取締役会決議日の前営業日（2025 年 5 月 8 日）の当社普通株式の終値が 5,070 円、同日までの 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が 4,972 円、同日までの 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が 5,053 円であり、当社取締役会決議日の前営業日までの 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値が最も低い価格であることを確認した上で、(i) 会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付価格については、当社取締役会決議日の前営業日までの 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,972 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 4,475 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,576,000株	一株	4,576,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(4,576,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(4,576,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

20,511,400,000円

(注) 買付予定数(4,576,000株)を全て買い付けた場合の買付代金(20,477,600,000円)に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用)についての見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
2025年7月2日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いた

だきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者については、住民税 5%は特別徴収されません。）。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が S M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が S M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（但し、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得

税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、本公開買付けへの応募に際し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、SCSKとの間で、本日付で、本応募契約を締結いたしました。なお、当社は、SCSKより、SCSKが本公開買付けに応募しない580,000株（所有割合：2.67%）のほか、あん分比例の方式による買付け等により当社が取得することができなかった当社普通株式を含め、本公開買付け後もSCSKが所有することとなる当社普通株式については、現時点において、SCSKにおいて引き続き所有する方針であるとの説明を受けております。本応募契約の詳細については、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

- ③ 当社は、本日、2025年3月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2025年3月期決算短信の概要

（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（イ）損益の状況（連結）

会計期間	2025年3月期
売上高	69,541,642千円
売上原価	51,673,194千円
販売費及び一般管理費	7,668,808千円
営業外収益	731,663千円
営業外費用	11,356千円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,447,460千円

(ロ) 1株当たりの状況 (連結)

会計期間	2025年3月期
1株当たり当期純利益	349.57円
1株当たり配当額	110円
1株当たり純資産額	2,684.06円

④ 当社は、本日、「中期経営計画の策定に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

⑤ 当社は、本日、「業績予想と実績との差異及び剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(1) 2025年3月期通期の業績予想と実績値との差異（2024年4月1日～2025年3月31日）

(イ) 連結

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	62,600	9,540	10,000	6,630	311.08
今回実績 (B)	69,541	10,199	10,919	7,447	349.57
増減額 (B-A)	6,941	659	919	817	
増減率 (%)	11.1	6.9	9.2	12.3	
(ご参考) 前期実績 (2024年3月期)	59,511	9,173	9,686	6,520	305.93

(ロ) 個別

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	51,300	8,810	6,420	301.23
今回実績 (B)	58,251	9,730	7,206	338.28
増減額 (B-A)	6,951	920	786	
増減率 (%)	13.5	10.4	12.2	
(ご参考) 前期実績 (2024年3月期)	48,723	8,547	6,260	293.75

(2) 配当の内容

	決 定 額	直近の配当予想 (2025年2月7日公表)	前期実績 (2024年3月期)
基準日	2025年3月31日	同 左	2024年3月31日
1株当たり配当金	60円00銭	50円00銭	50円00銭
配当金総額	1,305百万円	—	1,087百万円
効力発生日	2025年6月20日	—	2024年6月21日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(ご参考) 2025年3月31日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 21,754,823 株

自己株式数 (当社の株式給付信託制度 (J-E S O P) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式及び当社の株式給付信託制度 (B B T) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 (448,200 株) を除く) 599,177 株

以上